

〔研究論文〕

## 国連人権理事会第36会期「死刑問題」に関する決議への 日本政府の反対をめぐって

椎野 信雄

〔Article〕

### On Japan's Voting Against the Resolution on the Question of the Death Penalty by the UN Human Rights Council at Third-sixth Session

Nobuo SHIINO

#### Abstract

This paper does not take voting against the UN resolution “36/... the death penalty” (A/HRC/36/L.6) at the 36th session of the Human Rights Council (in September 2017) as voting against the resolution condemning death penalty for homosexuality. By interpreting this resolution as the resolution of “the question of the death penalty”, this paper will examine implications for sexual orientation of the opposition of the Japanese government to this resolution through considering the Japanese government's reasoning for casting a vote against this resolution in light of the fact that the Japanese government cast a vote against this resolution.

#### 1. はじめに

国連人権理事会第36会期(2017年9月11日-29日)における決議「36/…死刑の問題」(A/HRC/36/L.6)(9月22日)<sup>1</sup>について、INDEPENDENT(インディペンデント紙)<sup>2</sup>は、2017年10月3日に、「アメリカはゲイの性行為の死刑を非難する国連決議に反対票を投じ、イラクやサウジアラビアの仲間に加わる アメリカは歴史的な投票に反対する人権理事会の13か国の一つ<sup>3</sup>という標題で報じた。PinkNews<sup>4</sup>も2017年10月3日に「なぜアメリカはゲイ・ピープルに対する死刑の禁止に反対票を投じたのか<sup>5</sup>という標題で、Nick Duffyの記事を掲載している。また ilga<sup>6</sup>も、2017年10月2日に「国連決議が同性関係に対する死刑を非難する<sup>7</sup>という標題で、死刑問題の決議について報告している。さらに LOGO HOME の NewNowNext<sup>8</sup>は2017年10月3日に「アメリカが国連の同性愛に対する死刑の禁止に反対票を投じる 我々はイラク・カタール・サウジアラビアの仲間に加わった<sup>9</sup>という標題で、Dan Averyの記事が載っている。

日本でも、ハフポスト日本版(HUFFPOST)が、2017年10月10日に「国連「同性愛者の死刑を非難する決議」に対し、日本はまさかの反対<sup>10</sup>という標題で、松岡宗嗣(一般社団法人代表理事)のブログ(SOSHI BLOG)2017-10-09<sup>11</sup>を掲載していた。ヒューライツ大阪(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター)<sup>12</sup>が、2017年9月に、「ニュース・イン・ブリーフ」で「同性間性行為などの理由による死刑に反対する人権理事会決議に、日本や米国が反対<sup>13</sup>という表題で、岡田仁子の記事を掲載している。

これらの記事のタイトルだけを読むと、「アメリカや日本が国連の同性愛者の死刑を非難する決議に反対した」と読めてしまうが、この読みは、この「死刑問題」決議に関してミスリード(誤解)を与えるものになるだろう。実際のところ、「国連人権理事会で同性愛行為が死刑の対象になることを非難する決議にアメリカと日本は反対票を投じた」とか「同性愛を理由とする死刑の廃止を求めた国連決議に日本政府は反対している」とか「日本は国連人権理事会で同性愛の死刑を支持する投票をした」「同性愛者の人権より死刑制度の擁護を優先する日本政府」「日本は国連の同性愛への死刑非難決議に反対している」という言論が人口に膾炙している。

しかしこの決議は「同性愛者の死刑を非難する決議」ではなく、「死刑問題」に関する決議なのである。この決議案は、ベルギー、ベナン、コスタリカ、フランス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、スイスの8ヶ国が主導して提案したものである。(これらの諸国は確かに、世界のLGBTの権利を優先事項にしてきた国でもあるのだが。)

人権理事会の理事国47カ国<sup>14</sup>のうち、反対したのは、ボツワナ、ブルンジ、エジプト、エチオピア、バングラデシュ、中国、インド、イラク、日本、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国の13カ国であった。キューバ、韓国、フィリピン、インドネシア、チュニジア、ナイジェリア、ケニアの7カ国は棄権した。決議案は、9月29日金曜日に、人権理事会の理事国47カ国のうち、賛成27カ国、反対13カ国、棄権7カ国で、採択されたのである。

人権理事会は、第40会期に開催される2年毎の高レベルのパネル・ディスカッションが、特に無差別や平等の権利に関して死刑の行使に関係した人権侵害に取り組むことを決定し、人権理事会第42会期にパネル・ディスカッションの概略報告書を提出するように人権高等弁務官事務所を要求している。

本論は、国連人権理事会第36会期(2017年9月)における決議「36/…死刑の問題」(A/HRC/36/L.6)について、「アメリカや日本が国連の同性愛者の死刑を非難する決議に反対した」と解説するのではなく、この決議を「死刑の問題」の決議だと解することによって、この決議に日本政府が反対票を投じたという事実を踏まえて、その反対票を投じた日本政府の理由づけを検討することを通して、この決議への日本政府の反対が、セクシュアリティ指向に対して持つ含意を検討するものである。

## 2. 国連の死刑問題に関する決議

国連は総会で、2007年、2008年、2010年、2012年、2014年、および2016年に(2年ごとに)死刑の行使に関するモラトリアム問題に関する決議を採択している<sup>15</sup>。モラトリアム(moratorium)とは、この場合、一時停止・執行延期・履行猶予のことである。国連では、人権委員会の時代から、死刑問題の決議において死刑制度をまだ維持している諸国に、完全に死刑を廃止するように、そしてその間は、死刑執行に関するモラトリアム(一時停止・執行猶予)を確立するように、求めてきていた。人権委員会の死刑問題に関する最後の決議が2005年4月20日の人権議決2005/59<sup>16</sup>「死刑問題」である。また、1984年5月25日の経済社会理事会の決議1984/50の付属文書には、「死刑に直面する人びとの権利の保護を保証する保護措置」<sup>17</sup>が規定されている。さらに「死刑の廃止を目指す市民的・政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」<sup>18</sup>1991年の1条には、「本議定書の締約国の領域においては、何人も死刑に処せられない。各締約国はその領域内における死刑廃止のために全ての必要な措置をとる。」と書かれている。

国連(人権理事会)の死刑に関するモラトリアムは、死刑刑罰の(廃止ではなく)一時的停止を求め

るものである。それは、死刑制度を維持している諸国に、廃止を目指して死刑の行使に関するモラトリアムを確立するように、そしてその間、死刑が罰する罪の数を限定し、死刑囚監房にいる人の権利を尊重するように要請しているのだ。総会の決議は、諸国に法的拘束力はないのだが、死刑の行使は人間の尊厳を損ない、死刑の行使に関するモラトリアムは人権の漸進的發展や増強に寄与するものだと確信し、死刑の抑止的価値の決定的な証拠はないし、死刑の実施における司法の誤りや失敗は取り消しができず取り返しがつかないものだと考えているのである。

2007年12月18日の(第62会期)総会で採決された決議 A/RES/62/149「62/149 死刑の行使に関するモラトリアム」<sup>19</sup>(賛成票 104, 反対票 54, 棄権 29, 欠席 5。日本は反対票)では、未だ死刑制度を維持している諸国に、死刑囚の権利の保護を保証する保護措置を規定する国際基準、特に最低限の基準を尊重し、死刑刑罰の行使に関する情報を事務総長に提供し、死刑の行使を漸進的に制限し、死刑の廃止を目指して死刑執行に関するモラトリアムを確立するように要請している。そして死刑を廃止した諸国には、死刑を再導入しないように求め、この議決の履行に関して第63会期総会に報告するように事務総長に要求し、「人権の促進と保護」の題の下、第63会期でもこの問題の検討を続けることを決めたのである。

2008年12月18日の(第63会期)総会で採決された決議 A/RES/63/168「63/168 死刑の行使に関するモラトリアム」<sup>20</sup>(賛成票 106, 反対票 46, 棄権 34, 欠席 6。日本は反対票)では、「62/149 死刑の行使に関するモラトリアム」を再確認し、死刑の廃止に向けた世界の趨勢を歓迎し、62/149の決議の履行に関する事務総長の報告を歓迎し、第65会期で検討するために62/149の決議と今回の決議の履行における進捗状況に関する報告を提供するように事務総長に要求し、この点に関した情報を事務総長に提出するように加盟国に求め、「人権の促進と保護」の題の下第65会期でこの問題の検討を続けることを決めたのである。

2010年12月21日の(第65会期)総会で採決された決議 A/RES/65/206「65/206 死刑の行使に関するモラトリアム」<sup>21</sup>(賛成票 109, 反対票 41, 棄権 35, 欠席 7。日本は反対票)では、死刑に関する国内の議論や地域の取組が進行中であることや死刑のモラトリアムに関係した加盟国間の技術的協力にも留意しながら、諸国に、死刑囚の権利の保護を保証する保護措置を規定する国際基準、特に最低限の基準を尊重し、この点の情報を事務総長に提出し、可能な限りの情報が提供された、かつ透明性のある国内の議論に寄与できるような死刑の行使に関した関連情報を利用可能にし、死刑の行使を漸進的に制限して、死刑が科される罪の数を減らし、死刑の廃止を目指して死刑執行に関するモラトリアムを確立するように要請し、死刑を廃止した諸国に死刑を再導入しないように要請し、この決議の履行に関して第67会期総会に報告するように事務総長に要求し、「人権の促進と保護」の題の下、第67会期でこの問題の検討を続けることを決めたのである。

2012年12月20日の(第67会期)総会で採決された決議 A/RES/67/176「67/176 死刑の行使に関するモラトリアム」<sup>22</sup>(賛成票 111, 反対票 41, 棄権 34, 欠席 7)では、これまでの決議を再確認し、2011年9月28日の人権理事会の決定 A/HRC/DEC/18/117「18/117 死刑問題に関する事務総長による報告」<sup>23</sup>を歓迎し、ますます多くの加盟国が死刑の行使に関する情報を一般人に利用可能にすることが進んでいることに留意しながら、すべての諸国に、死刑囚の権利の保護を保証する保護措置を規定する国際基準、特に最低限の基準を尊重し、死刑の行使に関した関連情報を、特に死刑を宣告された人の数・死刑囚監房にいる人の数・執行された死刑の数を、利用可能にし(これらの情報は、死刑の行使に関する諸国の義務に関するものを含んで、可能な限りの情報が提供された、かつ透明性のある国内・国際的な議論に寄与できるものなのだ)、死刑の行使を漸進的に制限し、年齢が 18

歳未満の人びとが犯した罪に対しておよび妊娠した女性に、死刑刑罰を科することがないように、そして死刑が科されるかもしれない罪の数を減らし、死刑の廃止を目指して死刑執行に関するモラトリアムを確立するように、要請している。さらに死刑を廃止した諸国に死刑を再導入しないように要請し、またまだそうしていない諸国に、死刑の廃止を目指す「市民的・政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」への加盟や批准を検討するように要請し、この議決の履行に関して第69会期総会に報告するように事務総長に要求し、「人権の促進と保護」の題の下、第69会期でこの問題の検討を続けることを決めたのである。

2014年12月18日の(第69会期)総会で採択された決議A/RES/69/186「69/186 死刑の行使に関するモラトリアム」<sup>24</sup>(賛成票117, 反対票38, 棄権34, 欠席4)では、これまでの議決を再確認し、死刑問題に関する意見をさらに交換するために2年毎の高レベルのパネル・ディスカッションを招集する2014年6月26日の決議A/HRC/26/L.8/Rev.1<sup>25</sup>における人権理事会による決定に留意し、死刑の廃止を目指す「市民的・政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」を想起し、死刑に関するモラトリアムを確立する諸国の努力を支援する際に、関連した国連諸機関や人権諸機構の役割に留意しながら、決議67/176の履行に関する事務総長の報告を歓迎しつつ、全ての諸国に、死刑囚の権利の保護を保証する保護措置を規定する国際基準、特に最低限の基準を尊重するように、「1963年領事関係に関するウィーン条約」の第36条の下の諸国の義務、特に法手続の文脈の中で領事支援に関する情報を受け取る権利に従うように、死刑の行使に関した、かつ適用可能な基準によって細分類された関連情報を利用可能にするように、死刑の行使を漸進的に制限し、年齢が18歳未満の人が犯した罪に対して、あるいは妊娠した女性に、あるいは精神障害や知的障害がある人に死刑刑罰を科することがないように、そして死刑が科されるかもしれない罪の数を減らし、死刑の廃止を目指して死刑執行に関するモラトリアムを確立するように、要請したのだ。さらに死刑を廃止した諸国に死刑を再導入しないように要請し、またまだそうしていない諸国に、死刑の廃止を目指す「市民的・政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」への加盟や批准を検討するように要請し、この議決の履行に関して第71会期総会に報告するように事務総長に要求し、「人権の促進と保護」の題の下、第71会期でこの問題の検討を続けることを決めたのである。

2016年12月19日の(第71会期)総会で採決された決議A/RES/71/187「71/187 死刑の行使に関するモラトリアム」<sup>26</sup>(賛成票117, 反対票40, 棄権31, 欠席5。日本は反対票)では、これまでの決議を再確認し、そこでは総会が、死刑を未だ維持している諸国に、死刑の廃止を目指して死刑執行に関するモラトリアムを確立するように要請したのである。

死刑に関して進行中の地方・国内の議論や地域的な取組に寄与する国内の人権機関の役割を認識して、地球規模で死刑の廃止に向けた大きな動きおよび、多くの諸国が積年のモラトリアムを含んだモラトリアムを、法律上あるいは実践上、死刑の行使に当てているという事実を歓迎し、死刑と直面している人びとは、人間らしくそして自らの本来の尊厳に敬意を表して、そして国際人権法の下に権利に応じて、扱われるということを保証する必要を強調し、それぞれの任務の枠組の中で死刑に関係した人権問題を扱ってきた特別手続任務保持者の仕事を心に留めて、総会は、国際法の義務に従って、適切な法律上の刑罰を決めることを含めて、自らの法体系を開発する全ての諸国の主権を再確認し、死刑の継続的適用について深い関心を表し、決議69/186の履行に関する事務総長の報告を歓迎し、死刑が科されるかもしれない罪の数を減らすために、ある諸国によって取られた処置と同様にその適用を限るために取られた処置を歓迎し、国内の意思決定を通して死刑刑罰から離れる可能性に関した国内のディスカッションや議論を促進する取組や政治的リーダーシップを歓迎

迎し、多くの場合に死刑の廃止が後に続く、死刑執行に関するモラトリアムを適用する、全てのレベルの政府での、あらゆる地域からの、ますます多くの諸国によって決定された意思、を歓迎しながら、死刑囚の権利の保護を保証する保護措置を規定する国際基準、特に最低限の基準を尊重するように、そして「1963年領事関係に関するウィーン条約」の第36条の下に諸国の義務、特に領事支援に関する情報を受け取る権利、に従うように、かつ死刑の行使に関して適用可能なそして他の適用可能な基準としての性別・年齢・人種によって細分類された関連情報を利用可能にするように、死刑の行使を漸進的に制限し、年齢が18歳未満の人が犯した罪に対して、あるいは妊娠した女性に、あるいは精神障害や知的障害がある人に、死刑刑罰を科することのないように、かつ死刑が科されるかもしれない罪の数を減らすように、また死刑に直面する人に、寛大な措置の手續が公平かつ透明であることおよびこの過程の全ての段階で即座の情報が提供されることを保証することによって、赦免や死刑宣告の減刑を申請する権利を行使できることを保証するように、かつ死刑の廃止を目指して死刑執行に関するモラトリアムを確立するように、全ての諸国に、要請している。また死刑を廃止した諸国に、死刑を再導入することのないように、要請している。またまだそうしていない諸国に、死刑の廃止を目指す「市民的・政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」への加盟や批准を検討するように要請している。この議決の履行に関して第73会期総会に報告するように事務総長に要求し、「人権の促進と保護」の題の下、第73会期でこの問題の検討を続けることを決めたのである。

### 3. 日本政府の「死刑制度を巡る国際的状況について」の認識

日本政府は、以上で見てきた国連の「死刑行使に関するモラトリアム問題」に関する決議に、すべて反対票を投じてきた。死刑制度を未だ維持している諸国に、完全に死刑を廃止するように、そしてその間には死刑執行に関するモラトリアム(一時停止)を確立するように求めているこの国連決議に対して、日本政府が反対する理由はなんなのだろうか。それに関する日本政府の説明を検討してみる。

法務省の「死刑の在り方についての勉強会」取りまとめ報告書(平成24年)<sup>27</sup>には、第8回勉強会(p.15)において刑事法制管理官から「死刑制度を巡る国際的状況について」以下のような説明がなされたと、書かれている。

(1) 添付資料17<sup>28</sup>を用いて、死刑制度を巡る国際的状況について、

○モラトリアム決議について、2007年、2008年及び2010年には、国連総会において死刑存置国に対し、「死刑の廃止を視野に入れて死刑の執行猶予を確立すること」などを求める決議が採択されているが、2010年の決議について、我が国は「死刑制度の存廃、死刑執行モラトリアムの導入の適否は、各が国民世論、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討した上で、独自に決定すべきものである」ことなどを理由に反対したこと

○2008年、B規約委員会が我が国に対し、「死刑廃止を考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである」「締約国は、死刑事件について義務的再審査制度を採用し、死刑事件の再審又は恩赦請求が執行停止の効力を持つことを確保すべきである」などとする勧告を行ったのに対して、我が国は、「義務的再審査制度の採用について我が国の刑事訴訟手続においては、三審制の下で有罪の認定及び刑の量定等について上訴が広範に認められ、また、死刑事件では必ず付される弁護人も上訴権が付与されており、現に、死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にある」などというコメントを発表していること

などの説明がなされた。

つまり、日本政府の反対投票理由<sup>29</sup>は、以下のようなものなのである。

(死刑の存廃の問題は国際社会で関心を集めている事項の一つであると考えますが、国際連合における死刑廃止を求める決議での各国の投票態度等から判断して、死刑に関する各国の考え方はいまだに様々に分かれており、その存廃について国際的に一致した意見はないと考えている。この問題については、諸外国における動向等も参考にする必要があるものの、基本的には)

●死刑制度の存廃、死刑執行モラトリアムの導入の適否は、各国が国民世論、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討した上で、独自に決定すべきものである。

(政府としては、死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところだが、)

●日本においては、国民世論の多数が死刑の存置を支持しており、極めて悪質・凶悪な犯罪者を死刑に処することもやむを得ないものと考えられている。(2009年11月から12月に実施された最新の世論調査では、85.6%が「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答している。)日本は高い治安水準を維持していると評価されているが、多数の者を殺害したりする(あるいは誘拐殺人等の)凶悪犯罪が引き続き発生している現状も考慮すると、日本において死刑の存置を支持すべきとの世論が形成されており、国民の合理的な判断として尊重されるべきである。このような状況下で、日本政府としては国民の多数の意見に反する行動をとってきていない。(直ちに、死刑を廃止することは適当でないと考えている。)

●死刑制度の存廃の問題については、未だ国民的なコンセンサスがない。本決議案の死刑を廃止すべきであるという基本的な方向性に対して多くの死刑存置国が強く反対しているにもかかわらず、提案国が死刑存置国に対して一方的に死刑廃止を視野に入れつつ死刑執行につきモラトリアムを導入するよう要請する決議案を提出したことは極めて遺憾。(法治国家としては、死刑制度が存置されている以上は、それに基づいて対応していくべきものと考えている。)

以上のような反対投票の理由付けに関して、以下のような疑義が質されている。

1. 死刑存置国が多いとしているが、死刑存置国は現在、少数ではないのか。  
(2016年で死刑廃止国・執行停止国は140か国、存置国は53国という統計がある。)
2. 国際社会では、死刑制度の廃止は、国連決議を見れば今や国際的潮流ではないのか。  
(死刑モラトリアム国連決議の賛成国は117国、反対40国、棄権31国だった)
3. 国民世論の死刑維持論の解釈として、死刑制度が凶悪犯罪の抑止力となると解しているが、死刑の犯罪抑止力を証明する検証データはあるのか。
4. そもそも死刑存廃の議論は、世論の動向に左右されるべき問題ではないのではないのか。
5. 根拠のない(信頼性のない)世論調査の死刑支持論に従うのではなく、死刑制度賛否半ばと推測できる死刑存廃論を国民が議論できる資料提供や組織設置を、政府は国民にすべきではないのか。

#### 4. 国連人権理事会第36回会期決議[36/…死刑問題]採択 2017-9-22(A/HRC/36/L.6)<sup>30</sup>

死刑行使に関するモラトリアム問題に関する国連決議への反対ではなく、「36/…死刑問題」決議に反対投票した日本政府の理由付けを検討するために、以下、決議のテキストの日本語私訳を載せておく。

総会

配布：制限

2017年9月22日

原文：英語

人権理事会

第36回会期

2017年9月11-29日

アジェンダ項目3

開発の権利を含む、あらゆる人権、市民的、  
政治的、経済的、社会的及び文化的権利の  
促進と保護

アルバニア、アンドラ\*、オーストラリア\*、オーストリア\*、ベルギー、ベナン\*、ボリビア(多民族国)、ボスニア・ヘルツェゴビナ\*、ブラジル、ブルガリア\*、チリ\*、コロンビア\*、コンゴ、コスタリカ\*、クロアチア、キプロス\*、チェチア\*、デンマーク\*、エストニア\*、フィンランド\*、フランス\*、ガボン\*、ジョージア、ドイツ、ギリシャ\*、ハイチ\*、ホンジュラス\*、ハンガリー、アイスランド\*、アイルランド\*、イタリア\*、ラトビア、リヒテンシュタイン\*、リトアニア\*、ルクセンブルク\*、マルタ\*、メキシコ\*、モナコ\*、モンゴル、モンテネグロ\*、オランダ、ニュージーランド\*、ノルウェー\*、パナマ、パラグアイ、ペルー\*、ポーランド\*、ポルトガル、モルドバ共和国\*、ルーマニア\*、ルワンダ、セルビア\*、スロバキア\*、スロベニア、スペイン\*、スウェーデン\*、スイス、旧ユーゴスラビアのマケドニア共和国\*、ウクライナ\*、英国、ウルグアイ\*：決議案

(\* 人権理事会の理事国ではない国)

### 36/… 死刑問題

人権理事会は、

国連憲章の目的と原則に導かれて、

人権の普遍宣言[世界人権宣言]、市民的・政治的権利に関する国際規約や、すべてのその他の関連のある国際人権文書を想起し、そしてすべての国が国際人権法の下で自らの義務を履行しなければならないことを再確認し、

死刑の廃止を目指す市民的・政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書もまた想起して、

死刑の行使に関するモラトリアム(執行停止)の問題についての総会の決議、2007年12月18日の62/149、2008年12月18日の63/168、2010年12月21日の65/206、2012年12月20日の67/176、2014年12月18日の69/186および2016年12月19日の71/187をさらに想起し、

1984年5月25日の経済社会理事会決議1984/50の附属文書に記載されている死刑に直面する人びとの保護を保証する保護措置、および1989年5月24日の1989/64や1996年7月23日のおよび1996/15の理事会決議に含まれているガイドラインの実施に関する規定を再確認し、

死刑問題に関する人権委員会の決議のすべて、その最後のものが2005年4月20日の決議2005/59だったが、を想起し、

死刑問題に関する事務総長による報告についての2011年9月28日の人権理事会決定や、死刑を宣告されたり処刑されたりした親の子供たちの人権に関するパネル(討論会)についての2013年3月21日の理事会決議22/11、死刑問題に関する高レベルのパネル・ディスカッションについての2013年3月21日の理事会決定22/117、および死刑問題に関する2014年6月26日の理事会決議26/2や2015年10月1日の理事会決議30/5もまた想起し、

国連人権理事会第36会期「死刑問題」に関する決議への日本政府の反対をめぐって

死刑問題に関する事務総長の報告に留意し、(その最新のものにおいて事務総長は、死刑の行使が貧しいあるいは経済的に脆弱な諸個人や外国籍の人びと、宗教や信条の自由や表現の自由の権利を行使する諸個人に及ぼす不均衡な影響および人種の・民族的マイノリティに属する人びとに対する死刑の差別的な行使、ジェンダーやセクシュアリティ指向に基づいた差別的な行使、精神障害や知的障害を持つ諸個人に対する行使を、調査したのだ)

拷問やその他の残酷で非人道的で虐待的な扱いや処罰に関する特別報告者や、非合法的な、略式の、あるいは恣意的な処刑に関する特別報告者や法律上および実践上の女性に対する差別問題に関する裁判官・弁護士・作業部会の独立性に関する特別報告者を含んで、死刑に関係した人権問題に取り組んできた特別手続の任務保持者の仕事を意識して、

死刑に関連した人権問題に取り組むために条約機関が引き受けている仕事も意識して、

女性差別撤廃委員会によって最近採択された女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第35号を想起して、(この勧告においては、死刑の女性への差別的な適用に帰着する規定を含んで、女性に不均衡に影響を及ぼすすべての刑法規定を、協定の締約国が廃止することを委員会が勧告しているのだ)

刑事司法制度の運営や機能における人種差別の予防に関する人種差別撤廃委員会の一般勧告第31号もまた想起して、死刑の廃止に向かう地域的なおよび準地域的な法律文書や取組の役割を認識して、(それらはある場合には死刑の行使の禁止に至ったのだ)

多くの諸国が死刑の行使にモラトリアム(執行停止)を当てているという事実を歓迎し、

さまざまな法制度や伝統、文化、宗教的背景を持つ諸国が死刑を廃止したり、その行使にモラトリアム(執行停止)を当てているということに注目し、

死刑の行使が、死刑に直面している人びとや他の関係者の人権の侵害に至るという事実を強く嘆いて、

死刑問題に関する高レベルのパネル・ディスカッションについての国連人権高等弁務官の報告を認識して、(その間に、死刑が一種の拷問やその他の残酷で非人道的で虐待的な扱いや処罰だとかなりの数の国が思っていると結論が下されたのだ)

しばしば、貧しいあるいは経済的に脆弱な諸個人や外国籍の人びとが不均衡に死刑にさらされているという事実、死刑を伴う法律が表現・思想・良心・宗教・平和な集会や結社の自由の権利を行使する人びとに対して行使されているということ、宗教的あるいは民族的なマイノリティに属する人びとが、死刑を宣言された人びとの間で、不均衡に代表されているということを嘆いて、

精神障害や知的障害を持つ人びとや、犯罪の遂行の時に年齢が18歳未満の人びと、妊娠した女性に対しての死刑の行使を特に非難して、

死刑を科することを、背教や冒涇、姦通、合意の同性関係のような特定の形態の行為に対する制裁だとして非難し、そして姦通に対する死刑の適用が不均衡に女性に科されているという深刻な懸念を表明して、

とりわけ死刑事件において、拘留中や逮捕中を含んだあらゆる手続段階で(法廷)弁護士の適切な援助を提供するように求められているということ想起し、

領事関係に関するウィーン条約で規定されている、外国籍の人びとのための領事支援へのアクセスが、外国で死刑に直面している人びとの保護の重要な側面であるということ強調して、

死刑の行使における透明性の欠如は、死刑の宣告を受けた人びとと同様に他の関係者の人権に直接の影響があるということもまた強調して、

死刑問題を研究することと同様に、それに関係した地方的・国家的・地域的および国際的な討論をすることへの関心を認めて、

1. 平等や無差別の権利を含んだ国際的義務を遵守することによって、死刑に直面している人びとや他の関係者の権利を保護するようにすべての諸国に促している

2. 死刑の廃止を目指す市民的権利および政治的権に関する国際規約の第二選択議定書にまだ加盟していないか批



准していない諸国に、そうすることを検討するように要請している

3. まだ死刑を廃止していない諸国に、差別的な法律に基づいてあるいは差別的なまたは恣意的な法の適用の結果として、死刑が適用されているのではないということを保証するように要請している

4. すべての被告人たち、特に貧しいあるいは経済的に脆弱な人びとが、司法への平等なアクセスに関連した権利を行使できることを保証するように、そして効果的な法的援助を通して死刑刑罰事件における民事的・刑事手続のあらゆる段階で、適切かつ適格かつ効果的な法的表現を保証するように、死刑に直面している人びとが死刑判決の赦免や減刑を求める権利を行使できるということを保証するように、諸国に要請している

5. まだ死刑を廃止していない諸国に、精神障害や知的障害を持つ人びとや犯罪の遂行の時に年齢が18歳未満の人びと、と同様に妊娠した女性に死刑が適用されないということを保証するように、促している

6. まだ死刑を廃止していない諸国に、背教や冒涇、姦通、合意の同性関係のような特定の形態の行為に対する制裁だとして死刑が科されるのではないということを保証するようにも、また促している

7. 領事関係に関するウィーン条約第36条の規定による義務を遵守し、関連した領事機関に接触する権利について外国籍の人びとに知らせるように、諸国に要請している

8. そのような差別的な慣行を排除することを目指した効果的な戦略を開発することを目的として、死刑の適用において実質的な人種・民族的偏見の一因となるような基底的な諸要因を特定するためのさらなる研究に着手するように、それらが存在している場合には、諸国にまた要請してもいる

9. まだ死刑を廃止していない諸国に、その国の死刑の行使に関して、ジェンダー・年齢・国籍・その他の適用可能な基準によって細分類された、関連した情報、特に、経費・死刑を宣告された人の数・死刑囚監房に入っている人の数・執行された死刑の数・破棄されたり、抗告審において減刑されたりした、あるいは恩赦や赦免が与えられた、死刑宣告の数、と同様に、予定された死刑執行に関する情報、を利用可能にするように、要請している(これらの情報は、死刑の行使に関した諸国の義務に関する情報を含んで、可能な、正しい情報に基づいたおよび透明な国内的・国際的な議論に寄与することができるのだ)

10. 死刑刑罰に関する5年毎の報告書の2019年の補遺を、死刑の行使の再開が人権に与える影響に特に注意を払いながら、死刑に直面している人びとや他の関係者の人権の享受に関した、死刑の賦課や適用によってさまざまな段階で生じる帰結、に捧げるように、そして第42会期の人権理事会にその補遺を提出するように、事務総長に要求する

11. 人権理事会の第40回会期で開催される次の2年毎の高レベルのパネル・ディスカッションが、特に無差別や平等の権利に関して、死刑の行使に関係した人権侵害に取り組むことを決定する

12. 高レベルのパネル・ディスカッションを編成するように、そしてパネル・ディスカッションへの参加を保証することを目的として、諸国や、関連した国連機関、政府機関、条約機関、特別手続、地域の人権機関と同様に議会議員やNGOを含む市民社会(NPO)、国内人権機関と連絡を取るように、国連人権高等弁務官事務所に要求する

13. パネル・ディスカッションに関する概略報告書を用意するように、そしてそれを人権理事会第42回会期に提出するように、高等弁務官事務所にまた要求する

14. 作業プログラムに従って、この問題についての検討を継続することを決定する

## 5. 国連「死刑問題」決議に日本政府が反対票を投じた理由をめぐって

前節に掲載した第36回国連人権理事会「36/死刑問題」決議(A/HRC/36/L.6)に日本政府は反対投票を投じたが、その経緯について外務省は、以下のような文章で説明している。これは、大鷹正人(外務省国連担当大使)(総合外交政策局審議官)が2017年10月18日付けで自身のブログをハブポストへ投稿したものである<sup>31</sup>。同様の内容のものが、外務省(人権外交：第36回国連人権理事

会「死刑問題」決議採択平成29年10月18日<sup>32)</sup>のホームページにもアップされている。(ハフポスト日本版への投稿は、2017年10月10日の「国連「同性愛者の死刑を非難する決議」に対し、日本はまさかの反対」の掲載記事に対する反論だと思われる。)

大鷹正人 外務省国連担当大使(総合外交政策局審議官) BLOG

#### 同性愛行為の死刑執行の非難決議に反対したが、性的指向による差別には反対

2017年9月29日、国連人権理事会で採択された「死刑問題」決議に、日本は反対票を投じました。

(2017年10月18日08時59分JST|更新2017年10月18日10時05分JST)

2017年9月29日、国連人権理事会で採択された「死刑問題」決議に、日本は反対票を投じました。今回の決議は、ベルギー、スイスを始めとする欧州各国が提案し、背教、不敬、姦通、同意ある同性間性行為等に対する制裁として死刑を科すことを非難する内容を含むものです。この決議に反対票を投じたことをもって、あたかも性的指向等を理由にした死刑執行に日本が賛成したかのような誤解に基づく議論が見受けられることから、本件の経緯について御説明したいと思います。

性的指向等を理由とした暴力、差別や、そのような差別に基づく刑事罰はあってはならない。これが日本政府の明確な立場です。このような観点から、日本は、決議提案国との間に共通点を見出せると信じ、積極的に文言交渉に参加してきました。今回の決議採択に当たっても、志野光子在ジュネーブ国際機関日本代表部大使から、「我々はあらゆる差別に反対する。死刑適用場面における差別も許されないと考える」旨、投票の際に議場においてはっきりと意見表明を行っています。

それでは、なぜ日本は今回の決議に反対票を投じたのか。それは、残念なことに、今回の決議全体の趣旨が、各国に対し死刑制度の廃止及び死刑執行についての一時停止(モラトリアム)を導入することに好意的な方向性を強く示す、偏った内容になってしまったためです。日本政府としては、死刑制度の存廃、死刑執行のモラトリアムを導入することの適否は、国民世論の動向に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討した上で、各国が独自に決定すべき問題だと考えています。

このような背景を踏まえ、日本は、本決議に反対票を投じるとともに、議場においても投票理由説明を実施したものであり、性的指向等を理由にした死刑執行に賛意を示したものではありません。また、こうした差別に基づく刑事罰はあってはならないという日本政府の考えも、この機会に改めて強調しておきたいと思います。

決議投票前の日本政府の意見表明は、以下のようである<sup>33)</sup>。

日本は、投票前の投票の説明において、死刑の文脈における差別を含む、あらゆる形態の差別に強く反対した。日本が決議案についての議論に参加してきたのは、その文脈においてであった。日本は共通の根拠を見つけようとする提案者たちの努力を評価するが、いくつかのパラグラフが依然として死刑の廃止や一時停止(モラトリアム)を好意的に扱っているということを残念に思った。国家がモラトリアムを採択する国際的に認められた義務はなかった。その決定をするのは国の責任でした。日本はかくして決議案に反対投票をするはずである。

そして日本政府が反対票を投じたことについて、高岡法科大学の谷口洋幸教授は以下のように指摘している<sup>34)</sup>。

反対しているいくつかの国は「死刑の存続、廃止の議論については文化や伝統、政治状況などの事情から、国が決めることだ」と、国家主権の枠内で考えるということを明記するよう求めたが否決。そのため今回の決議案そのものへ反対票を投じた。

日本は、国内で死刑制度を残していることもあり、「死刑廃止・モラトリアム(適用猶予)を目論む決議には賛成できない」という立場。なので、同性間性行為への死刑廃止については「明確に」反対したわけではないというのが前提。また、2015年の死刑問題決議でも反対票を投じているため、投票行為は一貫している

しかし、前回は「死刑制度の廃止」が議論されたが、今回はそうではなく、「平等・無差別の権利」との抵触、つまり「死刑

の適用方法」が議論のテーマだった。そのため「精神・知的障害、18歳未満」「背教・不敬・姦通・合意ある同性間性行為」に対する死刑適用の廃止が求められていた。

さらに、決議の提案国は「死刑の廃止・モラトリアムの義務づけ決議ではない」と説明していて、死刑制度がある国でも賛成して問題ないように練られていた。賛成できなくても棄権することができたはず。反対したということは、死刑制度の適用において「平等・無差別の権利」を確保しないととられても仕方がない。

にもかかわらず、日本は「死刑廃止・モラトリアムは義務じゃないから、決議に反対する」と表明した。これにどれだけの意味があったのだろうか。

日本政府がこの「36/死刑問題」決議に反対した理由づけの第一のものは、死刑制度の存廃が、国内管轄事項であるとみなしていることに由来するものである。「国内管轄事項」とは、主権国家は国際法に反しない限り、一定の事項について自由に処理することができる権利を持ち、逆に他国はその事項に関して干渉してはならない義務があるという内政不干渉の原則に基づいて、こうした国家が自由に処理できる事項のことである。国内問題とも言われる。

国内管轄事項は、20世紀の初頭には「国際法が直接に規律せず各国の主権の自由裁量に委ねられている保留分野」と捉えられていたが、その後「本質上相対的な問題で、国際法の発展に依存する」とされてきており、第二次世界大戦後には国際法で明確に積極的に定められるようになってきた。国連憲章第2条第7項には、国内事項不干渉の原則が謳われているが、当事国だけで決定できる国内事項として把握するのが困難になった問題も多くなってきた。特に人権保護に関する問題は、国連憲章の人権規定に反することはできない「国際関連事項」になってきたのだ。そして「ウィーン宣言および行動計画」1993年における「人権の普遍性」にそって国連人権高等弁務官事務所の設立・国連人権理事会の設立(2006年)が続いているのである。

しかし人権保護の問題の具体的処理については、国内管轄事項に干渉する権限を国連に与えるものではなく、当事国が批准した条約に関するもの以外は、他国からの干渉は受けず、国際法上妥当しないのが現実的解釈である。ここには常に国連の人権保護の展開(人権の普遍性)と国内管轄事項(国内問題)との綱引きが存在するのである。日本政府が「36/死刑問題」決議に反対するのも、ここに議論の根拠が存在しているのだ。

事実問題として、日本政府は、国連で採択された国際人権規約の「自由権規約・B規約」(市民的・政治的権利に関する国際規約)(1976年発効)を1979年に批准しているが、第2選択議定書(死刑廃止条約)(1991年発効)は、死刑廃止の規定ゆえに、批准していないのである。(自由権規約委員会からの「勧告」は全て無視である。)

2節で見てきたように、国連(総会)は、「死刑の行使に関するモラトリアム問題」に関する決議では、死刑制度を未だ維持している諸国に対して、死刑の廃止を目指して死刑執行に関するモラトリアム(一時停止)の確立を要請してきている。また死刑の廃止を目指す「市民的・政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」の批准の検討を要請してもいる。

これらの決議に対して、日本政府は一貫して反対票を投じてきた。(なぜその立場に固執するのかは定かではないが)死刑制度維持の立場の日本政府としては、死刑制度の存廃は国内管轄事項であるし、死刑廃止条約を批准していないのだし、国連決議には法的拘束力はないのだから、死刑廃止や死刑執行の一時停止の確立の要請は一方的で偏った要請であり、したがって日本政府は反対している、としているのだ。

日本政府は、実のところ、「36/死刑問題」決議に関しても、同様な理由付けで、反対投票してい

るのである。ところが、「死刑の行使に関するモラトリアム問題」に関する決議と「36/死刑問題」決議の間には、大きな違いが存在しているのである。「36/死刑問題」決議は、モラトリアム決議と同様に確かに死刑の廃止を目指す「市民的・政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」の批准の検討を要請しているが、死刑の廃止を目指して死刑執行に関するモラトリアム(一時停止)の確立を要請しているのではなく、谷口氏も指摘しているように、「平等や無差別の権利」の保護を促しているのである。

死刑を未だ廃止していない諸国に対して、死刑廃止を要請するのではなく、死刑執行の一時停止(モラトリアム)の確立を要請するのでもなく、死刑に直面している人びとの人権・無差別の権利の保護を要請しているのが「36/死刑問題」決議なのである。

具体的な要請としては、死刑の適用が、差別的な法律に基づいていないことの保証、司法へのアクセス権や死刑判決の赦免や減刑を求める権利行使の保証、制裁としての死刑執行でないことの保証、領事関係に関するウィーン条約第36条の規定義務の遵守、死刑行使に関する関連情報の利用可能性などなど、を要請しているのである。無差別や平等の権利について、死刑行使に関係した人権侵害がないようにする要請なのである。

つまり「36/死刑問題」決議に反対する理由付けが、死刑の行使に関するモラトリアム問題」に関する決議に反対する理由付けと同じであるならば、その理由付けは「36/死刑問題」決議に反対する理由付けとはならないのである。日本政府は、「36/死刑問題」決議について、反対する理由付けにならない理由で、反対票を投じたのである。日本政府は、理由なく「36/死刑問題」決議に反対することにおいて、結果として死刑行使に関して「平等や無差別の権利」の保護に反対したのである。

「36/死刑問題」決議の投票前の日本政府の意見表明では、「あらゆる差別に反対する」「死刑適用場面における差別も許さない」「死刑の文脈における差別を含んだあらゆる形態の差別に強く反対する」と述べているのだ。ならば死刑に直面している人びとの人権・無差別の権利の保護の要請(死刑執行に関係した人権侵害がないようにする要請)（「36/死刑問題」決議）に反対する理由はないのである。しかし、日本政府は、死刑制度の存廃や死刑執行のモラトリアムの導入の適否は、国内問題(国内管轄事項)だとして、「36/死刑問題」決議に反対したのである。反対する理由になっていないのだ。理由なく「反対」票を投じるのではなく、谷口氏も指摘しているように、「棄権」はできたはずなのである。

## 6. おわりに

日本政府は「36/死刑問題」決議に、賛成でも棄権でも欠席でもなく、反対したのである。「同性愛行為の死刑執行の非難決議に反対したが、性的指向による差別には反対」と後から説明しても、「36/死刑問題」決議の要請には「反対」した事実は残るのである。実のところ、「同性愛行為の死刑執行の非難」決議に反対したわけでもなく、「性的指向による差別」に反対したわけでもないのであるが。

日本政府は「36/死刑問題」決議に反対することにおいて、平等や無差別の権利の遵守特に、死刑囚の権利の保護の促進に反対したのだ。司法への平等なアクセスの権利行使について死刑被告人や貧困者や経済的弱者への保証の要請に反対したのだ。精神障害や知的障害のある人、および犯行時に18歳未満の人、妊娠女性に死刑適用がされない保証の促進に反対したのだ。背教・冒瀆・姦通・合意の同性関係に対する制裁として、死刑が執行されるのではない保証の促進に反対したのだ。領

事機関への接触権利について外国人へ通知の要請に反対したのだ。さらに死刑の適用が、差別的な法律あるいは恣意的な法律の適用の結果としてではないことの保証の要請に反対したのだ。差別的な慣行の排除を目指して、死刑適用における人種的・民族的偏見の要因を特定するための研究の要請に反対したのだ。死刑の行使に関する関連情報を利用可能にする要請に反対したのだ。

日本政府の「36/死刑問題」決議への反対は、同性愛者の死刑を非難する決議に反対したのではなく、同性愛を理由とした死刑の廃止の要請に反対したのではなく、同性愛の死刑を支持したのではなく、同性愛者の人権に反対しているのでもないのである。セクシュアリティ指向に関しては、合意の同性関係に対する制裁として、死刑執行がなされるのではないという保証の促進に反対したのだ。同性間行為の理由での死刑に反対しているのでもなく、制裁として合意の同性関係に死刑が科されることはないということの保証の促進に反対したのである。制裁として合意の同性関係に死刑が科されることに反対しないのである。「性的指向による差別」には反対している、とここで唐突に説明されても、そしてさらに「すべての差別に反対する」と表明されても、死刑そのものを「差別」とは見なさないという差別観を決定する権利を日本政府が保持していると考えた限り、制裁としてではなくても、合意の同性関係に死刑が科されることに反対してはいないことになるのである。「すべての差別」「性的指向による差別には反対」とは言っても、性的指向を理由にした死刑執行に、確かに賛成してはいないが、反対してはいないのだ。

日本政府は、死刑制度があるので死刑執行には反対せず、合意の同性関係への死刑執行には反対せず、死刑囚の人権・無差別の権利の保護促進には反対している。以上の「36/死刑問題」への日本政府の対応に関する検討によって、日本政府が、セクシュアリティ指向や合意の同性関係について、平等や無差別の権利の遵守(保護の促進)に反対する政策を有していることは明らかになったのではないだろうか。日本には、無差別の権利の遵守(保護の促進)には反対する政策を有する政府が存在しているのである。

### 【参考文献】

- 菊田幸一『死刑廃止を考える』岩波書店、1990。  
菊田幸一『死刑と世論』成文堂、1993。  
菊田幸一『いま、なぜ死刑廃止か』(丸善ライブラリー)丸善出版、1994。  
菊田幸一『新版 死刑 その虚構と不条理』明石書店、1999。  
菊田幸一『死刑廃止に向けて——代替刑の提唱』明石書店、2005。  
菊田幸一『Q & A 日本と世界の死刑問題』明石書店、2016。  
小倉 孝保『ゆるる死刑——アメリカと日本』岩波書店、2011  
ピーター・ホジキンソン/ウィリアム・A. シャバス(菊田幸一 監訳)『死刑制度 廃止のための取り組み』明石書店、2009。  
小川原 優之「日本における死刑廃止、死刑執行停止についての議論の現状」自由と正義66(8), pp.11-15, 2015。  
寛正豊和「死刑廃止にむけての市民的および政治的権利に関する国際条約についての第二選択議定書」千葉敬愛短期大学紀要第12号, pp.23-32. 1990. KJ00004307802.pdf  
[https://keiai.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1126&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://keiai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1126&item_no=1&page_id=13&block_id=21)  
寛正豊和「『死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定

- 書』に関する報告書」千葉敬愛短期大学紀要第14号、pp.55-78. 1992. KJ00004307824.pdf  
[https://keiai.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1148&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://keiai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1148&item_no=1&page_id=13&block_id=21)
- 寛正豊和「死刑問題の最近の系譜」千葉敬愛短期大学紀要第16号、pp.9-29.1994.  
[https://keiai.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1187&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://keiai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1187&item_no=1&page_id=13&block_id=21)
- 川本哲郎「死刑存廃論を巡る最近の動向」京都産業大学法学42巻3号、pp.361-379.2008.  
SLR\_42\_3\_361.pdf  
[https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1902&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1902&item_no=1&page_id=13&block_id=21)
- 菊田幸一「死刑廃止への国際的動向」(明治大学法律論叢第62巻第3号)pp.85-114.1990.  
[https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/3872/1/horitsuronso\\_62\\_3\\_85.pdf](https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/3872/1/horitsuronso_62_3_85.pdf)
- 菅原由香「刑罰として死刑は許されるかー存置論者の論拠の検討ー」『総合人間学』第8号、pp.160-170.2014.  
<http://synthetic-anthropology.org/blog/wp-content/uploads/2016/05/Synthetic-Anthropology-vol82014-p160-sugawara.pdf>
- 辻本義男「死刑廃止にむけての市民のおよび政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書の成立とその意義」中央学院大学総合科学研究所紀要第7巻第2号、1990.
- 辻本義男『死刑廃止にむけての市民のおよび政治的権利に関する国際規約第2選択議定書』に関する報告書(仮訳)中央学院大学法学論叢,4(1),pp.48-136.1990.  
[https://cgu.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=948&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://cgu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=948&item_no=1&page_id=13&block_id=21)
- 日本弁護士連合会「死刑廃止について議論を始めましょう」2013.  
[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shikeihaishi\\_pam\\_2013.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shikeihaishi_pam_2013.pdf)
- 徳川信治「自由権規約六条と死刑問題(一)」立命館法学1995年第1号(239号)  
<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/95-1/tokugawa.htm>

【注】(以下の website のすべては 2018/5/1 閲覧である。)

- 1 <http://undocs.org/A/HRC/36/L.6>
- 2 イギリスの高級紙。1986年10月7日に創刊、2016年からオンライン新聞に移行。
- 3 US votes against UN resolution condemning gay sex death penalty, joining Iraq and Saudi Arabia  
America one of 13 countries on Human Rights Council to oppose historic vote  
<https://www.independent.co.uk/news/world/americas/us-gay-sex-death-penalty-un-same-sex-relations-human-rights-council-saudi-arabia-iraq-nikki-haley-a7980981.html>
- 4 PinkNews.co.uk は、2005年開始のイギリスの最初の LGBT ニュースオンライン紙。  
<https://www.pinknews.co.uk/about-us/>  
<https://en.wikipedia.org/wiki/PinkNews>
- 5 Why did the US vote against banning the death penalty for gay people?  
<https://www.pinknews.co.uk/2017/10/03/why-did-the-us-vote-against-banning-the-death-penalty-for-gay-people/>

- 6 ILGA (The International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association)は、世界中のレズビアンとゲイ、トランスジェンダーそしてインターセックス関連団体が参加する国際的な協会(1978年設立)で、LGBTIの平等権を達成するために活動している。  
<https://ilga.org/about-us>  
<https://ja.wikipedia.org/wiki/国際レズビアン・ゲイ協会>
- 7 UN RESOLUTION CONDEMNNS DEATH PENALTY FOR SAME-SEX RELATIONS  
<https://ilga.org/un-resolution-death-penalty-same-sex-relations>
- 8 NewNowNext: LGBT News, Entertainment & Current Events は、すべての LGBT のニュース・エンターテインメント・ライフスタイルの物語のためのワン・ストップ目的地である。  
<http://www.newnownext.com>  
[https://en.wikipedia.org/wiki/NewNowNext\\_Awards](https://en.wikipedia.org/wiki/NewNowNext_Awards)
- 9 U.S.Votes Against U.N. Ban On Death Penalty For Homosexuality  
<http://www.newnownext.com/u-s-votes-against-u-n-ban-on-death-penalty-for-homosexuality/10/2017/>
- 10 [https://www.huffingtonpost.jp/soushi-matsuoka/kokuren-lgbt-death-penalty\\_a\\_23237369/](https://www.huffingtonpost.jp/soushi-matsuoka/kokuren-lgbt-death-penalty_a_23237369/)
- 11 <http://soshi-matsuoka.hatenablog.com/entry/unhrc-death-penalty>
- 12 「ヒューライツ大阪」は、正式な名称「一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター」で、1994年(平成6年)7月に財団法人として設立された公益法人だったが、2012年4月1日に一般財団法人となった。この法人の目的は、アジア・太平洋地域の人権伸長に資する国際的な人権情報を、国際連合等の協力と同地域の諸国及び人々との相互理解と友好を基に収集・提供することによって、人権を通じての大阪の国際交流並びに府民の国際的な人権感覚の醸成に寄与することである。  
<https://ja.wikipedia.org/wiki/アジア・太平洋人権情報センター>  
<https://www.hurights.or.jp/japan/>
- 13 <https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section3/2017/10/20179.html>
- 14 人権理事会の2017年の理事国(47カ国)  
 アルバニア バングラデシュ ベルギー ボリビア ボツワナ ブラジル ブルンジ 中国 コンゴ コートジボワール クロアチア キューバ エクアドル エルサルバドル エチオピア ジョージア ドイツ ガーナ ハンガリー インド インドネシア イラク 日本 ケニア キルギス ラトビア モンゴル オランダ ナイジェリア パナマ パラグアイ フィリピン ポルトガル カタール 大韓民国 ルワンダ サウジアラビア スロベニア 南アフリカ スイス トーゴ チュニジア アラブ首長国連邦 イギリス アメリカ合衆国 ベネズエラ
- 15 [https://en.wikipedia.org/wiki/United\\_Nations\\_moratorium\\_on\\_the\\_death\\_penalty](https://en.wikipedia.org/wiki/United_Nations_moratorium_on_the_death_penalty)
- 16 <http://www.refworld.org/docid/45377c730.html>
- 17 ANNEX: Safeguards guaranteeing the protection of persons facing the death penalty  
[https://www.unodc.org/documents/commissions/CCPCJ/Crime\\_Resolutions/1980-1989/1984/ECOSOC\\_Resolution\\_1984-50.pdf](https://www.unodc.org/documents/commissions/CCPCJ/Crime_Resolutions/1980-1989/1984/ECOSOC_Resolution_1984-50.pdf)
- 18 The Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR), Aiming at the Abolition of the Death Penalty  
<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/2ndOPCCPR.aspx>  
 日本語訳(覚正豊和) :  
[https://keiai.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_](https://keiai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_)

detail&item\_id=1126&item\_no=1&page\_id=13&block\_id=21

- 19 Resolution adopted by the General Assembly on 18 December 2007  
[on the report of the Third Committee (A/62/439/Add.2)]  
62/149. Moratorium on the use of the death penalty  
<https://undocs.org/A/RES/62/149>  
[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/62/149](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/62/149)  
日本語訳 : <https://www.amnesty.org/download/Documents/56000/act500202007ja.pdf>
- 20 Resolution adopted by the General Assembly on 18 December 2008  
[on the report of the Third Committee (A/63/430/Add.2)]  
63/168. Moratorium on the use of the death penalty  
<http://undocs.org/en/A/RES/63/168>  
[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/63/168](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/63/168)
- 21 Resolution adopted by the General Assembly on 21 December 2010  
[on the report of the Third Committee (A/65/456/Add.2 (Part II))]  
65/206. Moratorium on the use of the death penalty  
<https://undocs.org/A/RES/65/206>  
[https://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/65/206](https://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/65/206)  
日本語訳 : <http://www.moj.go.jp/content/000094933.pdf>
- 22 Resolution adopted by the General Assembly on 20 December 2012  
[on the report of the Third Committee (A/67/457/Add.2 and Corr.1)]  
67/176. Moratorium on the use of the death penalty  
<https://undocs.org/A/RES/67/176>  
[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/67/176](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/67/176)
- 23 Decision adopted by the Human Rights Council  
18/117 Reporting by the Secretary-General on the question of the death penalty  
<http://geneva.usmission.gov/wp-content/uploads/2012/04/Resolution18-117.pdf>
- 24 Resolution adopted by the General Assembly on 18 December 2014  
[on the report of the Third Committee (A/69/488/Add.2 and Corr.1)]  
69/186. Moratorium on the use of the death penalty  
<http://www.undocs.org/A/RES/69/186>  
[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/69/186](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/69/186)
- 25 26/... The question of the death penalty  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G14/065/72/PDF/G1406572.pdf?OpenElement>
- 26 Resolution adopted by the General Assembly on 19 December 2016 [on the report of the Third Committee (A/71/484/Add.2)]  
71/187. Moratorium on the use of the death penalty  
<https://undocs.org/en/A/RES/71/187>  
[http://www.un.org/en/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/71/187](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/71/187)
- 27 法務省 : 「死刑の在り方についての勉強会」の取りまとめ報告について  
[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00055.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00055.html)



- <http://www.moj.go.jp/content/000096631.pdf>
- 28 資料17 国際連合等の決議等【PDF】  
<http://www.moj.go.jp/content/000096622.pdf>  
<http://www.moj.go.jp/content/000094933.pdf>
- 29 資料17 p.2.
- 30 <http://undocs.org/A/HRC/36/L.6>
- 31 [https://www.huffingtonpost.jp/otaka-masato/japan-deathpenalty\\_a\\_23245719/](https://www.huffingtonpost.jp/otaka-masato/japan-deathpenalty_a_23245719/)
- 32 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\\_ha/page25\\_001054.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page25_001054.html)
- 33 Human Rights Council extends mandate of commission of inquiry on Burundi  
<http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22183&LangID=E>  
Japan, speaking in an explanation of the vote before the vote, strongly opposed all forms of discrimination, including discrimination in the context of the death penalty. It was in that context that Japan had engaged in discussions about the draft resolution. Japan appreciated the effort of sponsors to find common grounds, but it regretted that several paragraphs still treated favourably the moratorium on and abolition of the death penalty. There was no internationally accepted obligation for States to adopt a moratorium. It was up to States to make that decision. Japan would thus vote against the draft resolution.
- 34 [https://www.huffingtonpost.jp/soushi-matsuoka/kokuren-lgbt-death-penalty\\_a\\_23237369/](https://www.huffingtonpost.jp/soushi-matsuoka/kokuren-lgbt-death-penalty_a_23237369/)